

令和 7 年分申告相談受付票

受付票は、申告書を作成する方 1 名につき
1 枚記入してください。

職員整理欄		
日付	時間	番号

1. どなたの申告書を作成しますか。

フリガナ		電話番号	※携帯電話などつながりやすい番号 — —
氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
住所	茨城町		

2. 令和7年1月1日～12月31日の収入の内容にチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 収入なし	<input type="checkbox"/> 営業	<input type="checkbox"/> 配当金(株式等)
<input type="checkbox"/> 非課税年金(障害・遺族等)	<input type="checkbox"/> 農業	<input type="checkbox"/> 土地・建物の売却収入
<input type="checkbox"/> 給与	<input type="checkbox"/> 不動産収入(土地・建物の賃貸料)	※公共事業で売却したもの
<input type="checkbox"/> 公的年金	<input type="checkbox"/> 生命保険の満期・解約返戻金	<input type="checkbox"/> その他の収入
<input type="checkbox"/> 個人年金	<input type="checkbox"/> シルバー人材センター	[]

3. 受ける控除にチェックをつけてください。(選択肢がない控除は申告時にお申し出ください)

<input type="checkbox"/> 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除、地震保険料控除
<input type="checkbox"/> 扶養控除（扶養親族氏名：）	
<input type="checkbox"/> 医療費控除	<input type="checkbox"/> 住宅ローン控除(2回目以降)
<input type="checkbox"/> 寄附金控除(ふるさと納税)	<input type="checkbox"/> 寄附金控除(ふるさと納税以外)

4. 来場前に必ずお読みください。【重要】

待ち時間短縮のため、次のものを必ず集計・作成してから来場してください。
※集計・作成していない場合は、申告相談を受付できませんのでご注意ください。

- ・事業収入(営業・農業)、不動産収入を申告される方 ⇒ 収支内訳書または帳簿等
- ・医療費控除を申告される方 ⇒ 医療費控除の明細書

次の内容については水戸税務署で申告をしてください。(町では受付できません)

- ・土地・建物の売却(個人や会社に売却したもの)による譲渡所得
- ・株式などの売却による譲渡所得
- ・FX(外国為替証拠金取引)等や先物取引、暗号資産の譲渡による所得
- ・住宅ローン控除(初回)、住宅関連特別控除(増改築等)、外国税額控除、雑損控除
- ・青色確定申告、相続税申告、贈与税申告、消費税申告